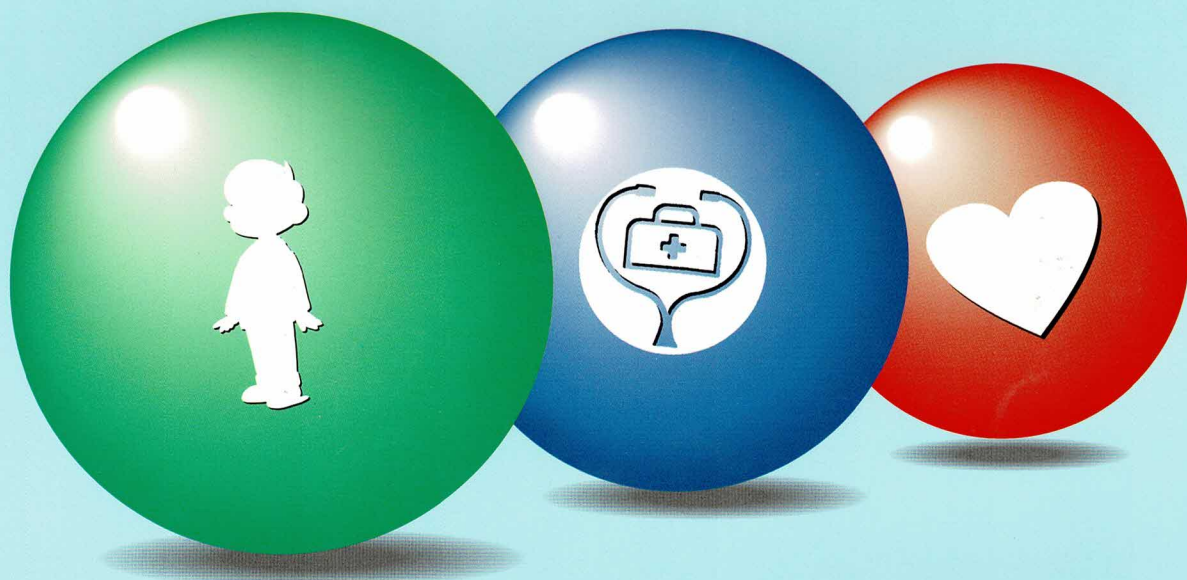


児童生徒の 健康診断マニュアル (改訂版)

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 監修



財団法人 日本学校保健会

目 次

監修のことば
改訂に当たって
まえがき（初版）
本書の活用について

第1章 健康診断11

1 児童、生徒、学生及び幼児の健康診断の実施11

1 健康診断の意義と位置付け11

- (1) 法的な位置付け11
- (2) 教育課程上の位置付けと健康診断の性格11
- (3) 健康診断の意義11
- (4) 健康診断実施の基本的な考え方12
- (5) 実施計画の作成12
- (6) 実施上の留意点12

2 健康診断実施の流れ14

- (1) 健康診断実施の流れ14
- (2) 健康診断実施における保健主事と養護教諭の役割の一例16

3 健康診断の事前準備17

- (1) 実施計画の作成17
- (2) 事前指導19
- (3) 学校医や学校歯科医、検査機関等との事前打合せ19
- (4) 検診・検査用の機器や用具等の点検、準備、管理19
- (5) 子どもの健康状態の把握19
- (6) 健康診断時に必要な機器・用具等の一覧表20

4 保健調査・日常の健康観察21

- (1) 保健調査21
- (2) 日常の健康観察24

5 検査の項目及び実施学年34

6	方法及び技術的基準	35
(1)	身長	35
(2)	体重	36
(3)	座高	37
(4)	栄養状態	38
(5)	脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無（骨・関節の異常及び四肢の状態を含む）	42
(6)	視力	48
(7)	眼の疾病及び異常の有無	50
(8)	聴力	51
(9)	耳鼻咽喉頭疾患の有無	54
(10)	皮膚疾患の有無	57
(11)	歯及び口腔の疾病及び異常の有無	58
(12)	結核の有無	60
(13)	心臓の疾病及び異常の有無	61
(14)	尿の異常の有無	65
(15)	寄生虫卵の有無	66
7	総合評価・事後措置	67
(1)	総合評価	67
(2)	事後措置の法的根拠	67
(3)	事後措置の方法	69
(4)	項目別事後措置	74
8	健康診断結果の活用	83
(1)	健康管理における活用	83
(2)	健康教育における活用	83
(3)	組織活動における活用	83
(4)	項目別結果の活用（例）	84
2	健康診断時に注意すべき疾病及び異常	87
1	眼科	87
(1)	伝染性眼疾患	87
(2)	アレルギー性結膜炎	87
(3)	屈折異常（遠視、近視、乱視）と不同視	87
(4)	コンタクトレンズ	89
(5)	眼位異常	89
(6)	その他の疾病及び異常	89

2	耳鼻咽喉科	90
	(1) 慢性中耳炎	90
	(2) 滲出性中耳炎	90
	(3) アレルギー性鼻炎	90
	(4) 副鼻腔炎	91
	(5) 扁桃肥大・咽頭扁桃肥大 (アデノイド)	91
	(6) 音声・言語異常	92
	(7) 難聴	92
3	皮膚科	94
4	歯及び口腔	96
	(1) 歯の萌出状態 (現在歯)	96
	(2) 顎関節の状態	96
	(3) 歯列 (歯並び) と咬合 (噛み合せ)	96
	(4) むし歯	97
	(5) 要観察歯 (CO)	97
	(6) 歯周疾患 (歯周病)	98
	(7) 歯周疾患要観察者 (GO)	98
	(8) 児童虐待と歯および口腔	98
5	寄生虫症	99
	(1) ぎょう虫症	99
	(2) 回虫症	99
	(3) 鉤虫 (十二指腸虫) 症	99
	(4) その他の寄生虫症	99
6	内科的疾患	100
	(1) 心臓の疾患	100
	(2) 腎臓の疾患	105
	(3) 糖尿病	107
	(4) その他のおもな内科的疾患	111
7	整形外科	113
8	発達障害	117

1	学校医及び学校歯科医の行う健康相談	123
2	養護教諭の行う健康相談活動	124
	(1) 養護教諭の行う健康相談活動	124
	(2) 健康診断と健康相談活動	124
	(3) 健康相談活動における連携	125
	(4) 事例の記録	125
	(5) 健康相談活動の進め方	125

資料編 127

○	児童、生徒、学生及び幼児の健康診断の方法及び技術的基準	128
○	発育曲線（男子、女子）	134
○	健康診断票・歯科検査票の様式参考例及び記入例等	136
○	結核健康診断問診票例（川崎市教育委員会の作成例）	142
○	色覚異常についての検査等	158
○	学校保健関連法規	163
・	健康増進法（抄）	163
・	学校保健法（抄）	165
・	学校保健法施行令（抄）	166
・	学校保健法施行規則（抄）	167
・	結核予防法（抄）	173
・	結核予防法施行令（抄）	175
・	結核予防法施行規則（抄）	176
・	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抄）	177
・	発達障害者支援法（抄）	178
・	発達障害者支援法施行令（抄）	180
・	発達障害者支援法施行規則（抄）	180
・	児童虐待の防止等に関する法律（抄）	181
○	学校保健関連通知等	183
	日本学校保健会 健康診断調査研究小委員会名簿	225
	日本学校保健会 健康診断調査研究委員会名簿（初版）	226

(7) 眼の疾病及び異常の有無

■ 検査の目的と意義

伝染性眼疾患に注意し、また、その他の外眼部疾患、睫毛、結膜、角膜などの異常の有無を検査する。近年、子どもに増加の傾向があるアレルギー性結膜炎等について指導・助言する。眼鏡、コンタクトレンズ装用者については、装用状態を検査し、指導する。また、斜視など眼位異常の有無を検査し、それらの疾患や異常によって、影響を受ける視機能の低下を予防する。

■ 検査の実際

準 備

検査室：保健室または手洗いが容易にできる教室などで、眼の観察に適当な場所を選ぶ。

器具等：手洗鉢、手洗鉢台、タオル、ガーゼ、拭き綿、消毒液（眼科を専門とする学校医が指示するもの）、石鹸、ルーペ、ペンライト、おおい板、照明灯（電気スタンド）、回転椅子等その他学校医が指示するもの

検査の方法

(a) 眼の周囲、睫毛、眼瞼、結膜、角膜、前房及び水晶体の一部をルーペなどを使いながら視診により検査する。

(b) 眼位検査…検査者と被検査者がほぼ同じ高さで相対し、ペンライト等を使用して診る。

○角膜反射法：ペンライトを視標として被検査者に見てもらう。

角膜に映った光反射の位置によって、光反射像が固視している眼では瞳孔の中心に見えるのに対して、固視眼でない眼の角膜反射が瞳孔中心であれば正位、内側にずれる場合を外斜視、外側にずれる場合は内斜視である。

○おおい試験、おおい・おおいとり試験、交代おおい試験

*おおい試験…ペンライトを用い視標のペンライトを見てもらい、片眼をおおい板でおおい、他の眼の動きを見る。正位では眼は動かない。

*おおい・おおいとり試験…片眼をおおい、他の眼で視標を見てもらい、おおいを取った時その眼の動きを見る。

*交代おおい試験…左右の眼を交互におおい、おおいをとる側の眼の動きを見る。

○できれば遠方視でも同様に検査するとよい。

○おおい試験で顕性斜視を、おおい・おおいとり試験で潜伏斜視（斜位）を、交代おおい試験でその偏位量を知ることができる。

ペンライトを上下左右ななめ8方向に動かしながら眼球運動を見る。

ペンライトを前後に近づけたり、遠ざけたりして幅轄を検査する。

判 定

学校における健康診断は、スクリーニング（選別）であり確定診断ではないため学校医の検診の結果は、健康診断票にわかる範囲で記入すればよい。

●色覚異常についての検査等

■色覚異常

正常な色覚をもった人は、眼にうつる全ての色を赤・緑・青の3原色を組合せとして感じる。これは人の網膜の色を感じる錐体と呼ばれる視細胞の中に赤色、緑色、青色のそれぞれの色に感じる3種類の錐体細胞があるからである。

表16—先天性赤緑色覚異常の分類表

色覚異常の種類	学術的呼び名		異常の程度
	第一異常	第二異常	
	異常三色型色覚 (赤緑色弱)	第一色弱 (赤色弱)	
二色型色覚 (赤緑色盲)	第一色盲 (赤色盲)	第二色盲 (緑色盲)	強度異常

色覚異常は、この3種の錐体の何れかまたはすべての機能に、先天・後天的な欠落または種々な程度の異常を生じた状態である(表16)。学校で検出されるのは先天性赤緑色覚異常で、赤色または緑色に感じる錐体細胞のどちらかに異常があるが、その程度は様々である。

学校で個別に行う色覚検査は、学習に支障が生じる色覚異常があるかどうか、色彩に関わる学習に配慮が必要になることがあるかどうかを知るために行うものである。従って、学習に支障のない軽度の色覚異常については、特に異常とはみなさない。

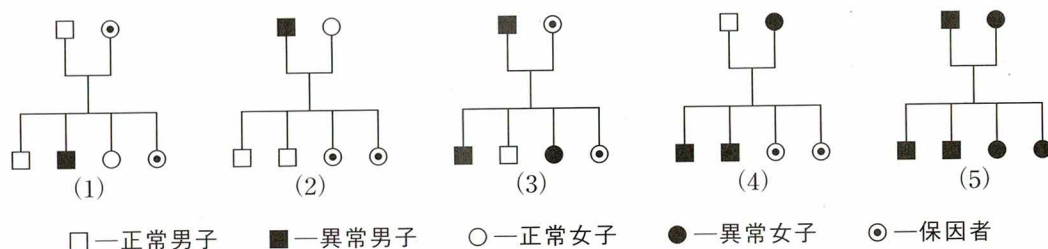
■色覚異常の遺伝

日本人では、男子のおよそ4.5%、女子のおよそ0.2%に赤緑色覚異常が見られる。また第一異常と第二異常の比は約1:3である。これらはともに伴性遺伝であるが、性染色体上で遺伝子のある場所が違っている。第一異常と第二異常の遺伝の共通型式を図20で示す。

■色覚異常の色彩感覚

通俗的に使われている色盲という言葉がある。この言葉から、色覚に異常があると色がわからないのだと誤解されているケースもあるようだが、これは大変な間違いで、本人には、それなりに色はわかっており、その多くは日常生活においてほとんど支障を感じていない。

色覚に異常があると色の観察条件、具体的には観察するものの色の鮮やかさ、照明環境、ゆっくり観察するか、瞬時に見るかの時間的条件などによって、色の判別が困難になることがある。しかしそれも成長し、色についての経験



※異常遺伝子を持っているが色覚には異常のない女子を保因者という。保因者の割合は女性のおよそ10%である。色覚異常児の母親が色覚異常であることはまれで、ほとんどが保因者である。

図20—赤緑色覚異常の遺伝型式

を積み重ねることによってかなり修正されてくる。

- ① 赤機構に問題のある第一異常の場合は、薄暗い場所では赤と黒のボールペンの区別がつきにくいとか、薄いピンクのセーターを選ぶのが難しいという話を聞くことがあるが、これは赤機構に欠陥があり、赤色を暗く感じるためである。
- ② 緑機構に問題のある第二異常の場合には、暗い緑は、暗い茶色に見えることがある。

このような色覚異常の本質は一生変わらない。しかし、色を注意深く見る習慣を身に付けることによって、色の使い方に慣れ、経験が積み重ねられるにつれて正常とはいかないまでも色判断は可能になる。

入学制限の緩和

これまで色覚異常の子どもの進学については、①色の識別を必要とする実験・実習等の学習指導上の問題、②就職等卒業後の進路面での制限などを主な理由として、多く制限措置がとられてきた。しかし、①の点については、今日の教育方法の改善の状況等を勘案すると、多くの場合、学習指導上の配慮で対応できるものと考えられること、また、②の点については、必ずしもすべての企業・職種が色覚異常について雇用上の制限を行っているわけではなく、さらに大学入学者選抜の上でも改善が図られつつあること、あるいは専門教育を主とする学科を卒業した後の進路が多様化していることなどを勘案すると、進路指導上の配慮などで対応できると考えられることから、近年、色覚異常の子どもに対する進学制限が大幅に緩和ないし撤廃されている。

色覚異常と資格取得

各種の国家試験、検定試験等の受験資格においては、一部を除いて色覚異常の有無が判定基準となっていないのが一般的である。運転免許取得を例に説明する。

道路交通法によれば、「自動車等の運転に必要な適正についての免許試験（以下、適性試験という）」を行うものとし、その中に「色彩識別能力」が一項目として規定されており、その合格基準は「赤色、青色及び黄色の識別ができること」となっている。運転免許センターでは色彩識別能力の適性試験の際、スクリーニングで石原式等の色覚異常検査表が使われるが、これで色覚異常が検出された場合であっても、最終的な適性試験の判定は信号機を使い、赤色、青色及び黄色の識別ができればよいことになっている。したがって、仮に色覚に異常があったとしても、自動車運転免許の取得は可能で、過去、この「色彩識別能力」が原因で不合格となった例はほとんどない。

■検査の目的と意義

学校における色覚異常は必須項目ではないため、必要な場合に行う。

■検査の実際

準 備

検査室：検査者や被検査者の姿や声が他の児童にはっきり見えたり、聞こえたりしない場所を選ぶ。部屋の確保が困難な場合は、カーテンやつい立等で囲むなどしてプライバシーの保護に配慮する。

ただし、着色した壁やカーテンは検査に影響があるので避けるよう留意する。

照 明：十分な明るさがある自然光で行う。北側の窓からの採光で、だいたい午前10時から午後3時の間がもっとも良いとされている。直射日光はさけ、自然光で十分な照度が得られない場合は昼光色蛍光灯を使用する。

検査表：学習する上で、配慮を必要とする色覚異常の有無を検査できる色覚異常検査表を使用する

検査台：読書の普通の姿勢がとれる机（教室の学習用の机でよい）。

検査の方法

- (a) 検査は必要な者について保護者の同意を得て実施する。
 - (b) 検査表を机上に置く。この際、検査表が光源の光を照り返さないように注意する。
 - (c) 被検査者を検査台の前に立たせ、眼と検査表の面がおおよそ50～75cmの距離で視線がほぼ垂直になるようにする。
 - (d) 裸眼視力が低下していると誤読が多くなるので、視力検査をした上で検査する。
 - (e) 答は口頭でも手のサインなどでもよい。
- 答え方にとまどっている場合、答えを催促したり聞き返したりしないで、それも一つの反応として処理し、次表に進む。
- (f) 答えた内容について訂正したり、念を押したりしてはいけない。また、検査者の態度で、答えの正否が被検査者に知れないように配慮する。
 - (g) 検査表は目で読ませ、指でなぞらせないこと。
 - (h) 検査室には一人ずつ入れ、前の子どもの検査が済んでから次の子どもを入れること。

留意事項

- (a) 色覚異常の疑いのある子どもが、他の者から特別視されないように配慮するとともに、本人に嫌な思いや恥ずかしい思いをさせないよう、態度や言葉づかいに気をつける。
- (b) 検査結果は学校教育上必要な場合を除き関係者以外には漏れないようにする。

判 定

- (a) 色覚異常の判断は難しいので、“色覚異常の疑い”とする。
- (b) 学校医は必要があれば、眼科専門医に受診するよう勧める。

■その他の事項（注意事項など）

- (a) 検査表は変色を避けるため、使用後は暗所に置くなどして保管に留意し、5年程度で更新することが望ましい。
- (b) “色覚異常の疑い”という結果を家庭に通知する場合、保護者の気持ちを考え細心の注意を払う。連絡方法として家庭訪問や保護者との個人面談などの機会に学級担任または養護教諭が直接伝える。文書による場合は封書で行う。
- (c) 保護者に検査結果（所見）を伝え、受診勧告を行う場合、強要しないようにする。
- (d) 色覚検査を通して、教師が色覚について普通とは異なる特性をもつ子どもがいるという事実を認識し、教材の色使いに対しても配慮をする等の共通理解を深める。

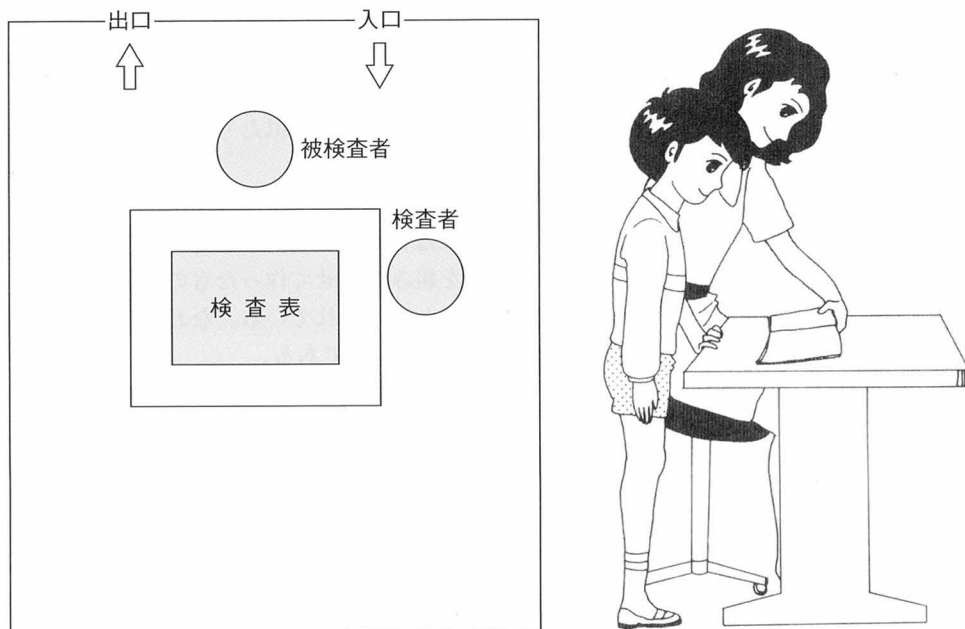


図21——色覚検査の実施例

(e) 子どもが進路決定のため自ら色覚検査を希望する場合は、学校医は健康相談の場などで個別に検査・指導をする。

(f) 平成15年3月文部科学省より配付された「色覚に関する指導の資料」を参照すること。

(g) 保護者への連絡と配慮すべき事項

いずれの場合にも、本人、保護者ともども、健康相談を受けるようにする。その際、資料を準備しておく必要がある。

また、相談に際しては個々の状況に応じて柔軟に対処することを原則とし、次のような諸点に配慮する。

- ① 必要があれば医療機関において、精密な検査を受け、総合判定を受けるよう勧める。医療機関の選択については、本人または保護者の自主性に任せる。
- ② 医療機関の紹介について学校医に依頼するのもよい。いずれにしても、学校医の指導をいつでも受けられるような体制をとっておく。

(h) 該当する子どもへの指導

“色覚異常の疑い”とされた子どもについては、学校生活においてどのような支障があるか、家庭においてはどうか、教師と保護者それぞれが観察し、相互に連絡を取り合って、本人に知らせる方法を相談する必要がある。

なお、女子の場合は、本人及び保護者の大きな動揺もあり得るので、特に慎重に対応することが肝要である。

該当する子どもは、「色覚の問題を表面に出したくない」、「色覚異常であることを知られるのを嫌がる」などの傾向をもっているため、指導に当たっては、次のような点に留意する。

- ① 年齢等の段階に応じ、医学的に正しい色覚異常についての知識を与える。
- ② 色覚問題にわずらわされることなく、該当する子どもが将来に希望をもち、自己の個性・能力の伸長を図ることを目指すよう指導する。
- ③ 該当する子どものプライバシーを尊重し、劣等感を与えないように配慮する。
- ④ 学習指導等を行う場合、どのような時に、どのような支障があるかを観察等を通じて熟知しておく。

参 考

現在、色覚異常検査表は数多くあるが、その中でも色覚異常の検出において広く用いられている石原式色覚異常検査表を例にして説明する。

これは、色覚異常のある者に固有な色合わせの仕組みを巧みに利用し、似たもの同士の色で描いた図柄を読ませて色覚異常の疑いのある者を検出する表である。

黄緑の図柄を橙と黄を混ぜた地色の上に描くと、橙と黄緑は色覚異常のある者には互いによく似た色に見え、健常者にははっきり違った配色となる。このため、健常者には見やすい図柄が色覚異常のある物には判別しにくいものが出てくる。このようによく似た色に見える色同士を組み合わせで作ったものが色覚検査表で、色覚異常のある者にだけ同色に見えるのを利用するので、仮性同色表ともいわれている。なお、石原表にはいろいろ種類があり、学校保健でよく使われているのが「学校用色覚異常検査表」である。

石原式色覚異常検査表は、色覚異常のある者の色混同の特徴を利用したもので、異常の疑いのある者の検出には最も効率のよい方法とされている。

しかし、このことは、子どもが学校生活を送る上で、特段の配慮を要しない者まで検出することを招来する恐れもあるので、判定には慎重を期する必要がある。

また、石原式色覚異常検査表による検査は、何表読めたから軽い異常であるとか、何表しか読めないから重い異常であるなどという程度を判定するものではない。

さらに、1冊の検査表の全表を読ませて判定することが必要であるため、検査表の中の2～3表を選んで結果を出すのは間違いである。

このため、石原式色覚異常検査表による判定結果のみを材料として、進路指導を行うことは避けるべきである。

児童生徒の健康診断マニュアル（改訂版）

平成18年3月31日 改訂版刊行

平成18年11月15日 第2版刊行

平成20年1月1日 第3版刊行

監修 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

発行者 財団法人 日本学校保健会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-17 虎ノ門二丁目タワー6階

TEL 03 (3501) 3785、0968 FAX 03 (3592) 3898

ホームページ：URL <http://www.hokenkai.or.jp/>

印刷所：若越印刷株式会社
